

滋賀国道事務所 風水害対策部運営計画

第 1 条 目 的

この運営計画は、近畿地方整備局防災業務計画に基づき、滋賀国道事務所の所掌に係る一般国道に風水害が発生した時、若しくはおそれがある時、とるべき措置及び組織を整備し防災行政の円滑なる運営を図ることを目的とする。

第 2 条 風水害対策部の設置

前条の目的を達成するため滋賀国道事務所に滋賀国道事務所風水害対策部（以下「対策部」という）を置く。

第 3 条 組織及び業務分担

1. 対策部の組織は別表(1)のとおりとし、各班の業務内容は別表(2)のとおりとする。
2. 対策部長は、事務所長。対策副部長は、副所長又は事務所長が指名する職員とし、対策副部長は、対策部長を補佐すると共に報道機関との対応にあたるものとする。
3. 対策部長の指示する業務を行うため、対策部付の人員を配置する。
4. 非常体制における受援・支援体制は、別表(3)によるものとし、情報連絡、広報体制の強化を図るものとする。

第 4 条 警戒体制等の発令

1. 対策部長は、発令基準に基づき体制の発令及び解除を指令しなければならない。
2. 事前通行規制区間及びその他の地域における気象情報等の適用区分及び体制対象雨量は次のとおりである。

※ただし、1号大津市音羽台から大津市追分町（485.4～487.8）2.4km、161号近江神宮ランプについては、過年度に土砂流出災害を受けて被災しているため、暫定的に体制対象雨量を設定し、運用を行うものとする。

①1号大津市音羽台から大津市追分町（485.4～487.8）2.4km(R3年8月被災)の暫定対応
「注意強化体制」：連続雨量 90mm

「警戒体制」：連続雨量 120mm

「非常体制」：連続雨量 150mm

滋賀国道事務所による災害復旧工事完了（今年度内を目指す）または、連続雨量150mmを経験し、現地確認により安全上問題がないことを確認するまでの期間において、上記の運用を行うものとする。

②161号近江神宮ランプ(滋賀国道)及び市道3路線(大津市) (R3年8月被災)の暫定対応
大津市との連絡調整により対応を行う。

「注意体制」：大津市からの要請を受けて、支援を行うこととした。
必要に応じて業者パトロールを行う。

「注意強化体制」：連続雨量 120mm

「警戒体制」：連続雨量 160mm

「非常体制」：連続雨量 200mm

事前通行規制区間及びその他の地域における気象情報等の適用区分及び体制対象雨量

号線	事前通行規制区間 域	延長	雨量 観測所名	電話番号	注意化 対象雨量	警戒体制 対象雨量	非常体制 対象雨量 (通行止)
1	大津市音羽台～大津市追分町 485.4～487.8kp	2.4km	逢坂山基地 (テレメーター)	(077) 525-0593	連続雨量 120mm	連続雨量 160mm	連続雨量 200mm
161	高島市マキノ町野口 14.7～18.3kp	3.6km	国境基地 (テレメーター)	(0740) 28-0297	連続雨量 120mm	連続雨量 160mm	連続雨量 210mm
1	規制区域は三重河川国道管内 亀山市関町～甲賀市土山町山中 429.3～433.9kp	4.6km 滋賀管内 0.6km	亀山市関町坂下 (テレメーター)	(059) 229-9714	(三重河川国道) (注意体制) 連続雨量 80mm	(三重河川国道) (警戒体制) (通行止め) 連続雨量 180mm	(三重河川国道) (非常体制) (重大な災害 発生) —
8	規制区域は福井国道管内 敦賀市疋田～新道 471.2～477.1kp	5.9km	新道東 (テレメーター)	(0770) 27-1642	(福井河川国道) 連続雨量 120mm	(福井河川国道) 連続雨量 160mm	(福井河川国道) 連続雨量 180mm
161	規制区域は福井国道管内 敦賀市疋田～敦賀市山中 6.3～14.7kp	8.4km	山中基地 (テレメーター)	(0770) 27-1538	(福井河川国道) 連続雨量 120mm	(福井河川国道) 連続雨量 180mm	(福井河川国道) 連続雨量 210mm
	その他の地域		当該出張所		—	250mm	—

注1) 雨量は連続雨量とする。連続雨量の判断は、降雨状況、気象状況等を総合的に判断して行うが、原則として降雨の3時間未満の中斷は、連続降雨として取り扱う。但し、時間降雨量2mm以下が3時間連続した場合は0mmとみなし、連続降雨として取り扱わない。

注2) 1号甲賀市土山町山中の三重河川国道による通行止時、8号・161号福井県境の福井河川国道事務所による通行止時の滋賀国道の体制は、警戒体制である。

ただし、出張所工作班の配置については対策本部長の指示により適切に配置する。

注3) 非常体制対象雨量に達した時は、道路法46条1項一号の規定により、通行止めの措置を行う。

気象台情報適用区域一覧表

号線	区域	気象台名
1	滋賀県甲賀市土山町山中～滋賀県大津市横木1丁目	彦根地方気象台 彦根(0749)22-6142
8	滋賀県長浜市西浅井町大字沓掛～滋賀県栗東市手原	" "
21	滋賀県米原市長久寺～滋賀県米原市西円寺	" "
161	滋賀県高島市マキノ町大字野口～滋賀県大津市横木1丁目	" "

3. 警戒体制等の区分及び発令基準は次のとおりとする。

体制区分	発令基準
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> 1) 風雨に関する注意報若しくは、警報（以下「注意報等」という）が発表され、又は発表が見込まれ、対策部長が必要と判断した場合。 2) 連続雨量が 40 mm を超え、更に連續した降雨が見込まれ、対策部長が必要と判断した場合。 3) 鈴鹿峠においては三重河川国道事務所で体制の発令がされ、又は発令が見込まれる場合。 4) 近畿地方整備局道路対策本部長（以下「道路対策本部長」という）が指示した場合。 5) 対策部長が必要と判断した場合。
注意強化体制	<ul style="list-style-type: none"> 1) 注意報等が発表され、又は発表が見込まれ、連続雨量が別に定める注意体制強化対象雨量に達した場合。（注意体制の強化を図る） 2) 国又は滋賀県等の管理する河川の「はん濫注意情報」が発令され、国道に浸水被害の恐れがある場合。 3) 道路対策本部長が指示した場合。 4) 対策部長が必要と判断した場合。
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> 1) 注意報等の発表下で、連続雨量が別に定める警戒体制対象雨量に達した場合。 2) 道路災害により通行規制を行う必要がある場合。 3) 鈴鹿峠にあたっては三重河川国道事務所での通行規制の恐れがある場合。 4) 福井県境にあたっては福井河川国道事務所での通行規制の恐れがある場合。 5) 国又は滋賀県等の管理する河川の「はん濫警戒情報」「はん濫危険情報」が発令され、国道に浸水被害の恐れがある場合。 6) 道路対策本部長が指示した場合。 7) 対策部長が必要と判断した場合。
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> 1) 注意報等の発表下で、連続雨量が別に定める非常体制対象雨量に達した場合。 2) 重大な被害が発生し、交通が途絶した場合。 3) 通行止が発生した時又は、緊急事態が予測される場合。 4) 国又は滋賀県等の管理する河川の「はん濫発生情報」が発令され、国道に浸水被害の恐れがある場合。 5) 道路対策本部長が指示した場合。 6) 対策部長が必要と判断した場合。
解除	<ul style="list-style-type: none"> 1) 対策部長が、災害発生の恐れが無くなったと判断した場合。

※道路対策本部長とは、道路部長をいう。

表-4.1 震度階級（気象庁発表）による体制の適用基準

震度階級	体 制	備 考
3	—	防災担当者へ 一斉メールを行う
4	震度分布が表-4.2の行政区市町に 該当する出張所及び事務所 注意体制	・「通行止めとならない」被害が発生し た場合は、左記体制が警戒体制に変更 ・「通行止めとなる」被害が発生し場合 は、左記体制が非常体制に変更
5弱	震度分布が表-4.2の行政区市町に 該当する出張所及び事務所	
5強	警戒体制	
6弱	全出張所及び事務所	
6強	非常体制	—
7		

表-4.2 適用基準に対する行政区分

号線	行政区名	管轄出張所			気象庁細別地域	
		草津管内	彦根管内	堅田管内	滋賀県北部	滋賀県南部
1	三重県亀山市	○				(三重県)
	甲賀市	○				甲賀市
	湖南市	○				湖南市
	栗東市	○				栗東市
	草津市	○				草津市
	大津市	○				大津市
8	長浜市		○		長浜市	
	米原市		○		米原市	
	彦根市		○		彦根市	
	犬上郡豊郷町		○		豊郷町	
	愛知郡愛荘町		○		愛荘町	
	東近江市		○			東近江市
	近江八幡市		○			近江八幡市
	蒲生郡竜王町		○			竜王町
	野洲市	○				野洲市
	栗東市	○				栗東市
2 1	米原市		○		米原市	
1 6 1	高島市			○	高島市	
	大津市			○		大津市

表-4.1 震度階級（気象庁発表）による体制の適用基準

震度階級	体 制	備 考
3	—	防災担当者へ 一斉メールを行う
4	震度分布が表-4.2の行政区市町に 該当する出張所及び事務所 注意体制	・「通行止めとならない」被害が発生し た場合は、左記体制が警戒体制に変更 ・「通行止めとなる」被害が発生し場合 は、左記体制が非常体制に変更
5 弱	震度分布が表-4.2の行政区市町に 該当する出張所及び事務所	
5 強	警戒体制	
6 弱	全出張所及び事務所	
6 強	非常体制	—
7		

表-4.2 適用基準に対する行政区分

号線	行政区名	管轄出張所			気象庁細別地域	
		草津管内	彦根管内	堅田管内	滋賀県北部	滋賀県南部
1	三重県亀山市	○				(三重県)
	甲賀市	○				甲賀市
	湖南市	○				湖南市
	栗東市	○				栗東市
	草津市	○				草津市
	大津市	○				大津市
8	長浜市		○		長浜市	
	米原市		○		米原市	
	彦根市		○		彦根市	
	犬上郡豊郷町		○		豊郷町	
	愛知郡愛荘町		○		愛荘町	
	東近江市		○			東近江市
	近江八幡市		○			近江八幡市
	蒲生郡竜王町		○			竜王町
	野洲市	○				野洲市
	栗東市	○				栗東市
2 1	米原市		○		米原市	
1 6 1	高島市			○	高島市	
	大津市			○		大津市

滋賀国道事務所 道路災害対策部運営計画

第 1 条 目 的

この運営計画は、近畿地方整備局防災業務計画に基づき、滋賀国道事務所の所掌に係る一般国道に道路災害が発生した時、若しくはおそれがある時、とるべき措置及び組織を整備し、防災行政の円滑なる運営を図ることを目的とする。

第 2 条 道路災害対策部の設置

前条の目的を達成するため滋賀国道事務所に滋賀国道事務所道路災害対策部（以下「対策部」という）を置く。

第 3 条 組織及び業務分担

1. 対策部の組織は別表(1)のとおりとし、各班の業務内容は別表(2) 1~5のとおりとする。
2. 対策部長は、事務所長。対策副部長は、副所長又は事務所長が指名する職員とし、対策副部長は、対策部長を補佐すると共に報道機関との対応にあたるものとする。
3. 対策部長の指示する業務を行うため、対策部付の人員を配置する。

第 4 条 防災体制の発令

1. 道路災害対策部長は、発令基準に基づき体制の発令及び解除を指令しなければならない。
2. 警戒体制の発令の基準は次のとおりとする。

体制区分	発 令 基 準
注意体制	① 道路災害による通行規制の恐れがある場合 ② 対策部長が必要と判断した場合
警戒体制	① 道路災害が発生し通行規制が生じた場合 ② 対策部長が判断した場合 ③ 道路対策本部長が指示した場合
非常体制	① 道路災害が発生し通行止めが生じた場合 ② 対策部長が必要と判断した場合 ③ 道路対策本部長が指示した場合

※道路対策本部長とは、道路部長をいう。